

契約番号：1507200002

工 事 名：北茂安浄水場天日乾燥床(No. 2)ろ過砂入替及び集水管布設替工事

特 記 仕 様 書

令和7年4月

佐賀東部水道企業団

目 次

第1章 総則

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
--------------------------	-----

第2章 工事概要

第1節 ろ過砂、碎石、集水管仕様及び施工について・・	P 8
----------------------------	-----

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 概 要

本仕様書は、北茂安浄水場の全13床ある天日乾燥床のうち、No.2床において、ろ過砂、碎石の入替え及び集水管の布設替えを行うものである。

本工事は、法令、その他特別に定めるものを除き、本特記仕様書、設計図書ならびに該当工事監督員の指示に従い、誠実かつ定められた期間内に完全に施工するものである。

また、本仕様書に定められていない事項については、すべて監督員の指示に従うものとする。

2. 工 期

本工事の工期は、以下の通り。

契約日～令和7年8月29日とする。

3. 工事場所

佐賀県三養基郡みやき町大字江口地内（北茂安浄水場内）

4. 規格・基準・法令等の準拠

請負者は、仕様書に記載した事項のほか下記の関係法令に従い、誠実に完全な施工をするものとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 日本水道協会規格（JWWA）
- (3) 消防法
- (4) 道路交通法
- (5) 騒音規制法
- (6) 労働基準法
- (7) 佐賀県条例、規則
- (8) その他関連法令条例及び規格
- (9) 土木工事標準仕様書（国土交通省）
- (10) 土木工事等共通仕様書（佐賀県）

5. 工事の下請負

- (1) 請負者は、下請負に付すときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。

①請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

②下請負者が構成市町内の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

③下請負者は当該下請工事の施工能力を有すること。

(2) 発注者は、前項の要件を満たす約款第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不適当と認めたときは、承諾しないものとする。

(3) 請負者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。

(4) 請負者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って昭和52年4月26日中央建設審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

(5) 請負者は、下請負者が再下請負に付すときは、前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。

6. 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、あるいは請負者が監督員の指示に従わないとき、または請負者に工事遂行能力がないと認めた場合、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わないものとする。

監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定するものとする。

7. 申請及び手続き

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・認可許可申請等の手続一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

8. 施工管理

工事に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならないものとする。

(1) 請負者は、契約後、指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し監督員の承認を得るものとする。

- | | | |
|----------|-------------------|----------|
| 1) 工事着工届 | 2) 現場代理人届 | 3) 工事工程表 |
| 4) 施工計画書 | 5) 主任技術者または監理技術者届 | |

(2) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。

(3) 請負者は工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならないものとする。

(4) 現場代理人は工事中、監督員の指示を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場従

業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有するものとする。

- (5) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不相当と認めた場合、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。
- (6) 請負者は、工事の進捗に伴い監督員の指示に従い工事日報を提出する。また、作業者への保安指示事項を日報に記載すること。
- (7) 請負者は、施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに、工事限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない設備とする。
- (8) 工事現場には、見やすい場所に工事件名・工事箇所・工事期間・請負者名の名称等を記載した工事標識を設置しなければならないものとする。
- (9) 請負者は、保安施設基準による設備・標識を設けなければならない。
- (10) 撤去工事により撤去する資材・機器・器材の処理方法について監督員の指示により適切にこれを処理すること。

9. 保安および衛生管理

- (1) 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い労働安全衛生法を厳守し、公衆および従業員の安全を図らなければならないものとする。
- (2) 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理整頓および保安に努めなければならないものとする。
- (3) 重要な工作物に近接して工事を施工する場合、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置および連絡方法等について監督員と協議し、これを厳守しなければならないものとする。
- (4) 危険物を使用する場合は、保管および取扱について関連法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならないものとする。
- (5) 工事現場への一般の立ち入り、または試験時等、関係者以外の者の出入りを禁止する必要がある場合は監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- (6) 豪雨および台風時等、出水他被害の恐れがある場合は、請負者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしなければならないものとする。
- (7) 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講じなければならないものとする。

10. 仮設物

- (1) この工事に必要な仮設物（詰所、機材置場、工作物、便所等）はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。

- (3) この工事に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自らの負担とする。

1 1. 検 査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 施工検査

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、工事段階の区切等には監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(2) 竣工検査

- 1) 工事完了にあたっては、監督員の立会の上で竣工検査を受けるものとする。
- 2) 竣工検査を受ける場合は、当該地域を清掃整理し、監督員に竣工届を提出するものとする。
- 3) 竣工検査を受けるにあたっては、完成検査書類一式(完成図書、工事写真等)を監督員に提出するものとする。

1 2. 提出書類

本工事において、請負者は下記の工事関係書類を提出する。

なお、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 提出書類

請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。

- ・ 完成図書（1部（CD-R）） ・ 工事写真 ・ 竣工図
- ・ CD-R及びUSBメモリ（セキュリティ対策） ・ 1部、上記データ収納
- ※竣工図のデータは、PDF及びCAD（JW-CAD、SFC）

(2) その他、監督員が指示するもの

1 3. 建物、道路等の損傷に対する補修

この工事の施工に関し、構造物、建物、道路等を損傷または汚染した場合、監督員の指示に従い、完全に修理復旧するものとする。

1 4. 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後1年とする。

万一、保証期間内に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに監督員の指示する期間内に改造、補修または新品と取り替えるものとする。

15. 保菌検査

浄水場に正規入門しようとする請負者は、医療機関等において、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に定める消化器系伝染病病原体（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）の保菌検査を行い、その医療機関等の発行する検便検査成績書を監督員に提出しなければならない。

また、保菌検査は概ね6ヶ月毎に診断結果を提出するものとする。

なお、監督員は消化器系伝染病が発生し、または発生の恐れがある場合、入門者に臨時に保菌検査を命じることができる。

16. 保管の義務

請負者は、設計図書、仕様書に記載されていなくても、法規上、施工上または目的とする機能のために当然必要と認められるものについては施工すること。

17. 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調し円滑な施工を計らなくてはならない。

18. その他

アスファルト塊・コンクリート塊及び建設発生土処理について

(1). 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の 区別	運搬数量 (m^3 、t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等
アスファルト・ コンクリート塊	B・任意	1.4 m^3	4.04km	鳥 栖 市 下 野 町 718-1	(株)龍建設リサイクル 部
建 設 発 生 土 (砂)	C・任意	126 m^3	9.52km	神埼郡吉野ヶ里町 大曲 3162-11	一番ヶ瀬商店
建 設 発 生 土 (砕石)	C・任意	126 m^3	9.52km	神埼郡吉野ヶ里町 大曲 3162-11	一番ヶ瀬商店

{A：自ら利用（現場内利用）・B：中間処理施設・C：最終処分場} への搬出及び {指定・任意} 処分を記入

※任意の場合、記載している処分施設以外への搬出を制限しない。

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

(2). 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

第2章 工事概要

第1節 ろ過砂、碎石、集水管の仕様及び施工について

1. 新規砂、碎石及び集水管仕様（施工方法別に記載）

（1）施工箇所：No. 2 天日乾燥床

（床面積： $22.5\text{m} \times 22.5\text{m} = 506\text{m}^2$ ）

砂量 $506\text{m}^2 \times 0.25\text{m} = 126\text{m}^3$ 、

碎石量 $506\text{m}^2 \times 0.33\text{m} = 166\text{m}^3$

使用材料： 砂（洗砂 粒径 $5 \sim 0\text{mm}$ 細目）、

碎石（単粒度碎石 6号 $13 \sim 5\text{mm}$ ）

集水管（耐圧補ロハパイプ $\phi 150 \times 4.0\text{m}$ 78m）

2. 施工について

（1）No. 2の1床について、既設の砂、砂利及び集水管を撤去し、新設の集水管の布設、砂、碎石の搬入敷設を行う。

（2）作業場所は水道施設であるため、作業員の服装や使用する機器の油漏れなど汚損が無いよう衛生的に十分配慮すること。

（3）敷均し後の試運転確認洗浄後を出来形測定し、飛散や圧密等で減少した場合には補充を行うこと。

（4）既設砂、既設碎石及び既設有孔管は産業廃棄物として適切に処分すること。